

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行う。

令和8年1月23日

支出負担行為担当官

鹿児島県警察会計担当官

岩瀬 聰

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 鹿児島県警察学校施設等維持管理業務
- (2) 業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間
- (4) 履行場所 鹿児島県姶良市平松4211番地1 鹿児島県警察学校

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」のA又はBの等級に格付されており、競争参加地域が九州・沖縄に係る資格を有し、営業品目に「建物管理等各種保守管理」を掲げている者であること。
- (4) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 所在地

鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県警察本部警務部会計課管財係
電話番号 099-206-0110（内線2238）

(2) 入札説明書交付方法

公告日から鹿児島県警察ウェブサイトにて閲覧可能

4 開札の日時、場所及び競争参加資格の確認のための書類並びに入札書の提出期限

- (1) 日時
令和8年3月19日 午後2時
- (2) 場所

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部警務部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(3) 提出期限

ア 競争参加資格の確認のための書類

令和8年3月12日午後5時15分までに3(1)に示す場所に持参又は郵送により提出すること。

イ 入札書（委任状を含む。）

令和8年3月18日午後5時15分までに3(1)に示す場所に持参又は郵送により提出すること。

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札条件に違反した入札

7 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

8 その他

本件の入札に関する必要事項については、入札説明書によるものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（序）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。

また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。